

求職者等に対するハラスメント防止に係る基本方針

令和8年10月1日制定

千葉県信用保証協会

当協会は、地域の中小企業・小規模零細事業者を支援する公的機関として、法令および社会規範を遵守し、公正かつ誠実な事業活動を行うことに努めています。

当協会では、採用活動において、当協会で働くことを希望する求職者等の皆さまの人格および人権を尊重し、安心して就職活動等に参加できる環境を整備することが重要であると考えています。

このため、当協会の役職員が、求職者等に対してハラスメントを行うことを防止し、適切な採用活動を実施するため、「求職者等に対するハラスメント防止に係る基本方針」を定め、これを遵守します。

基本姿勢

- (1) 当協会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを含む、あらゆるハラスメントを行いません。
- (2) 当協会は、求職者等の人格および人権を尊重し、公正かつ適切な採用活動等を行います。
- (3) 当協会は、求職者等がハラスメントについて相談できる相談窓口を設置します。
- (4) 相談を受けた場合は、相談において知り得た個人情報やプライバシーに関する情報を適切に管理し、秘密を遵守いたします。
- (5) 相談を行ったこと、または調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行いません。
- (6) 相談者、被害者、行為者、調査協力者の氏名、相談内容その他の個人情報は問題解決に必要な範囲を除き第三者に開示いたしません。
- (7) ハラスメントを行った役職員に対しては、関係する規程等に基づき、厳正に対処します。
- (8) ハラスメントが発生した場合は、被害者に対する配慮のための措置を適切に行うとともに、改めて本方針を職場に周知・啓発する等の再発防止措置を講じます。
- (9) 採用活動等におけるハラスメントを防止するため、各種ハラスメントの内容およびその発生原因・背景について理解を深めるための教育・研修を継続的に実施します。

求職者等の範囲

本方針における「求職者等」とは、当協会に雇用されようとし、その意思を表示している者の他、当協会が実施する採用に資する活動に参加する者を含みます。

採用活動等に関するルール

当協会は、求職者等が安心して採用活動等に参加できるよう、以下のルールに基づき採用活動等を実施します。

- (1) 採用選考・面談等は、当協会の事務所または、WEB 会議システムで実施します。
- (2) 面談等は、原則として日中 9:00～17:00 の間に実施します。
- (3) 求職者等との連絡は、事務所の電話、当協会が指定するメール等から行い、当協会職員が採用活動等にかかわらない個人的な連絡をすることはありません。
- (4) 採用活動に必要なない個人的な質問や、求職者等が不快・不安に感じるおそれのある言動は行いません。
- (5) 求職者等の個人情報については、適切に管理し、採用活動の目的の範囲内で取り扱います。

なお、採用活動等の実施に当たっては、上記のほか、求職者等が安心して参加できるよう、適切な環境の確保に努めます。

相談窓口

当協会の採用活動等において、当協会の役職員からハラスメントを受けた、または受けるおそれがある場合は、以下の相談窓口までご相談ください。

- ・担当部署：千葉県信用保証協会 検査室
- ・電話番号：043-221-8183（受付時間は平日 9:00～17:00 まで）
- ・メールアドレス：kensa@chiba-cgc.or.jp